

令和4年 第4回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総括〕開催状況

開催年月日 令和4年12月13日(火)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 職員の長時間労働について (一) 長時間労働についての知事の責任について 次に、職員の長時間労働についてであります。 各部審査において、一か月の時間外勤務が最長で271時間であることを明らかにしました。 過労死ラインをはるかに超える働かせ方をしていることについて、どう責任を感じていらっしゃいますか、伺います。</p> <p>過労死ラインを大きく超える時間外勤務をさせていたということは、命に関わる問題だという風に私は思うんですけれども、知事その点の重大性についての認識、これを改めてお示しいただきたいと思えます。</p> <p>敬意を表したいということもありましたので、しかし、長期間続いているという点では、真にやむを得ない場合という風にとおっしゃいましたけれども、それがあまりにも長期間になっているということで、その点については知事からもありましたけれども、できる限り最小限ということで、是非、その時間外の上限の撤廃について次は質問していきたいと思えます。</p>	<p>(知事) 職員の時間外勤務についてであります。新型コロナウイルス感染症の対応については、これまで多くの職員が、感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に向けて、昼夜を問わず全力で取り組んできており、その重要性や緊急性などから、道民の皆様の生命と健康を守ることを最優先とし、人事委員会規則に定める「真にやむを得ない場合」の対応として、時間外勤務の上限規制を適用しない取扱いとしてきたところであります。 こうした中、本年4月の組織機構改正においては、各保健所等の執行体制の拡充・強化に加え、感染拡大の局面では、保健所への全庁的な応援体制を構築するなどして、業務の負担軽減を図るとともに、長時間勤務を行った職員には、産業医の面接指導を行うなど職員の健康管理にも十分配慮しながら、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできたところであります。</p> <p>(知事) 職員の時間外勤務についてですけれども、時間外勤務は、職員の健康の維持といった観点からできる限り最小限にとどめるべきものと認識をしているところであります。が、真にやむを得ない場合として、新型コロナウイルス感染症の対応については、道民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、これまで多くの職員が昼夜を問わず取り組んでおります。 感染症対策の最前線で、多大なる尽力をいただいていることに、改めて敬意を表したいと思えます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 時間外勤務上限撤廃の解除について 2020年の2月から2年10か月に渡って、「大規模災害等緊急業務」扱いということで、時間外の上限を撤廃されました。「緊急業務」は一時的なものとは考えていませんか、この点まず伺います。 コロナウイルス感染が続けば、時間外勤務も続けてよいとお考えでしょうか、お考えを伺います。</p> <p>感染対策はもちろん重要なことですが、しかし、職員の命と健康を守るという問題はそれと別だという風に私は思うんですね。 是非その職員の命と健康を守るという立場でやっていただきたいと思えますし、また、時間外の上限撤廃ということをいつまでも続けてよいということではないと思えます。上限の再開について判断すべきだと思えます。あるいは、上限の撤廃期間は最長で何年程度といったような目安を示すということではできませんか。この点、お考えを伺います。</p> <p>上限規制について、その限られた範囲に狭めたということは理解しておりますけれども、しかし、続けているはずずっと続いているわけですね、2年10か月。 ですから、その期限について、この上限撤廃について、歯止めが必要であるということについて、指摘させていただきたいと思えます。</p>	<p>(知事) 時間外勤務の上限規制についてであります。新型コロナウイルス感染症の対応については、医療のひっ迫を回避し、社会経済活動をできる限り維持していくといった国の考え方が示されたことに伴い、道の業務内容に変化が見られたことなどから、先般、上限規制を適用しない範囲を縮小する見直しを行ったところでありますが、感染症の対策業務に直接関わる保健所などについては、道民の皆様生命と健康を守るための業務対応として、上限規制を適用しない取扱いを継続しているところであります。 道としては、感染症の対応業務について、引き続き、その重要性や緊急性を見極め、上限規制の適用について随時判断をしていくとともに、時間外勤務を行わざるを得ない職員に対して、管理職員が職員の業務バランスの平準化や日常的に体調の変化などの把握に一層努め、長時間勤務を行った職員に対しては、産業医による面接指導を行うなど、職員一人ひとりが心身ともに健康で職務に臨むことができる職場環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>(知事) 時間外勤務の上限規制についてであります。新型コロナウイルス感染症の対応については、道民の生命と健康を守るため、最前線で感染症の対策業務に直接関わる保健所などを除き、先般、上限規制を適用しない範囲を縮小する見直しを行ったところであります。 引き続き、上限規制を適用しない所属においても、感染症の対応業務について、その重要性や緊急性を見極め、上限規制の適用について、適時・適切に判断してまいります。</p>